

申請の要件	9 充てん設備の許可
申請に関する説明	供給設備に液化石油ガスを充てんしようとする者は、充てん設備ごとに、その使用の本拠の所在地を管轄する市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令及び条項	法第37条の4第1項
関係条項	法第37条の4第2項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第64条</li> <li>・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成9年3月17日通商産業省告示第127号）</li> </ul>
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（平成31年3月15日20190308保局第5号）</li> <li>・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年2月25日20210203保局第1号）</li> </ul>
標準処理期間	13日
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)に定める金額